

「健康企業応援・ダイバーシティ推進保証制度」の創設について

このたび、従業員の健康増進に取り組む「健康企業経営」や、多様な人材が活躍する「ダイバーシティ経営」の推進等に積極的に取り組む中小企業者を対象とした当協会独自制度「健康企業応援・ダイバーシティ推進保証制度」（略称「健康DS保証」）を創設しました。

■制度の概要

健康企業応援・ダイバーシティ推進保証制度 【略称「健康DS保証」】																														
対象となる方	従業員数5人以上であって、以下の①～⑩のいずれかの認定・登録等を受けている、または⑪～⑬のいずれかの取り組みを推進している中小企業者。 ①「健康企業宣言の証」（協会けんぽ東京支部、健保連東京連合会） ②「くるみん」または「プラチナくるみん」（厚生労働大臣） ③「安全衛生優良企業」（厚生労働省） ④「えるぼし認定」（厚生労働大臣） ⑤「ユースエール認定」（厚生労働大臣） ⑥「若者応援宣言企業」（厚生労働省） ⑦「とうきょう次世代育成サポート企業」（東京都） ⑧「TOKYO働き方改革宣言企業」（東京都） ⑨「東京ワークライフバランス認定企業」（東京都）※過去認定も含む ⑩「東京都障害者雇用優良企業登録事業者」（東京都） ⑪ 従業員の健康診断受診率が80%以上、かつ診断結果に応じて再検査の受診も推進 ⑫ 従業員に対し、メンタルヘルスに関する啓発・教育を実施 ⑬ 女性、高齢者等の多様な人材を雇用し、ダイバーシティ経営を積極的に推進																													
融資限度額	2億8,000万円（組合は4億8,000万円）																													
資金用途	運転資金または設備資金																													
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む）																													
返済方法	分割返済 （期間1年以内の場合は一括返済も可）																													
融資形式	証書貸付 （期間1年以内の場合は手形貸付も可）																													
保証料率	以下の保証料率を適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="9">保証料率区分</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.61%</td> <td>1.48%</td> <td>1.31%</td> <td>1.14%</td> <td>0.97%</td> <td>0.85%</td> <td>0.68%</td> <td>0.51%</td> <td>0.38%</td> </tr> </tbody> </table> ※有担保の場合、0.1%差し引いた保証料率を適用。 中小企業の会計処理による保証料率割引については、当協会所定の定めによる。		保証料率区分									1	2	3	4	5	6	7	8	9	保証料率	1.61%	1.48%	1.31%	1.14%	0.97%	0.85%	0.68%	0.51%	0.38%
	保証料率区分																													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9																					
保証料率	1.61%	1.48%	1.31%	1.14%	0.97%	0.85%	0.68%	0.51%	0.38%																					
融資利率	金融機関所定の利率																													
担保	必要に応じて																													
保証人	原則として法人代表者のみ																													
必要書類	通常の申込関係書類のほか、本制度所定の『「健康企業応援・ダイバーシティ推進保証制度」申込書』が必要です。																													

■取扱期間

平成28年12月1日から平成30年3月31日（当協会保証申込受付分）まで

（お客さま向けのリーフレットをご用意しています。リーフレットは[こちら](#)をご覧ください）